平成２３年（フ）第１５１号
仙台市泉区館３丁目33番地の８
債務者　増子　照浩
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
仙台市泉区館３丁目33番地の８
債務者　増子　智子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
宮城県多賀城市宮内１丁目６番22号　コーポエンドーＢ
債務者　石山　法子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2304番地の３
債務者　山岸　繁晴
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２０号
山形県米沢市太田町５丁目４番３―302号
債務者　まるこ果物販売こと　近藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７９３号
茨城県常陸大宮市岩崎602番地
債務者　岡崎　　泉
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
茨城県水戸市城東２丁目３番20号　高橋コーポ202号
債務者　加藤　雅明
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県水戸市若宮１丁目５番55号
債務者　檜山　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
茨城県ひたちなか市阿字ケ浦町185番地32
債務者　柴田　清美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１８号
茨城県ひたちなか市大字田彦950番地98、旧住所茨城県那珂市中台487番地20
債務者　公野　祐樹
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県水戸市千波町2787番地　田澤方、住民票上の住所茨城県水戸市若宮１丁目７番13棟102号　県営若宮アパート
債務者　廣原　寿子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
茨城県水戸市吉沢町844番地
債務者　大脇　　有
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
茨城県石岡市八軒台14番５号
債務者　冨田　　力
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
茨城県土浦市霞ケ岡町29番６号　霞ヶ岡住宅１号、前住所茨城県かすみがうら市上稲吉1943番地16
債務者　菊地　　功
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
茨城県かすみがうら市稲吉東四丁目16番５号Ｍハウス２―202
債務者　岡田トシ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美221番地１　グランデ笠懸Ｃ203
債務者　大村　節子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県茂原市高師559番地３
債務者　松尾　隆行
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５号
千葉県勝浦市興津2681番地
債務者　鶴岡　徳子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係